

意見書

No	項目	章 (※1)	項 (※1)	頁	該当箇所	ご意見
1	報告書	1	3	5	こういった調査結果からも、多くの利用者は外部送信の仕組みを十分に理解していないと考えられ、利用者の意識を検討の前提とすることは適切でなく、むしろ利用者の理解をゴールとして設定し、利用者情報の外部送信に係る対応が行われていくことが適当である。	そもそも外部送信規律の適用を受ける事業者においては、プライバシーポリシーや外部送信規律への対応を行ったとしても、利用者からの反応は乏しく、苦情も問合せもほとんど来ないのが実態である。仮に「利用者の理解」をゴールと設定したとしても、「何について理解したいのか」「何について具体的にどのような不安を抱いているのか」といった利用者の意識を理解しない限り、いつまで経っても「利用者の理解が得られたか」という観点での検証も改善もできない。利用者の意識を考えないままその理解を求めるあまり情報が膨大かつ複雑になれば、これまでと同様に相互理解にはたどり着かない。「利用者の理解」をゴールとするのであれば、なおさら利用者の実態やニーズを把握し、それらを踏まえて対応を検討すべきである。
2	報告書	5	－	31	① 外部送信規律の適用対象の見直し 現在、外部送信規律は、利用者利益への影響が少なくない電気通信役務に限定されているが、適用対象となる電気通信役務がわかりにくいことから、今後の遵守状況を見つつ、対象範囲の簡素化・明確化の要否について検討してはどうか。	2022年の電気通信事業法改正により第三号事業及び外部送信規律が導入されたが、当該改正による規制対象の拡大に伴い、電気通信事業法そのものが複雑化している。その結果、事業者にとってはどの規制の何に対応しなければならないのかの判断が困難となっており、予見可能性の低下を招いている。 事業者の予見可能性を高めるためにも、各規制の対象範囲やその理由を明確化し、何のために何を規制するのかを整理し、実効性に乏しい規制の廃止・合理化も含め、電気通信事業法そのものについて抜本的な見直しを行うべきである。
3	報告書	5	－	31	② 利用者関与機会の強化 海外の動向を見据え、ブラウザ等のインターフェースのレベルでのオプトアウト等の規制を検討してはどうか。	オプトアウトの導入は、利用者にとっての確認の機会を増やし、利用者の関心を高めることが狙いであると思料するが、そもそも利用者から事業者へ外部送信規律に関する苦情や問合せが発生していない中で、オプトアウトによる規制を更に導入したところで、実際に利用者がその趣旨を理解したうえで利用するようになるのか、その実効性には疑問がある。 また、実効性に乏しいまま新たに規制を導入すれば、事業者にとって過度な負担となるだけであり、正当な営業活動であるマーケティングへの影響も計り知れないことから、拙速に新たな規制を導入するべきではない。
4	報告書	5	－	31	③ 今後の技術革新を踏まえた検討 Cookieに依存せずに利用者を特定する手法も登場していることから、こうした代替技術やAIをはじめとする新技術が利用者のプライバシーに与える影響等を検証し、必要に応じて外部送信規律の在り方について検討してはどうか。	新技術の登場は、事業者による創意工夫の結果でもあり、利用者にとって利便性など利益がもたらされる可能性があるものである。事業者の正当な営業活動に影響を与えるような規制を拙速に導入すべきではなく、仮に、今後の技術革新を踏まえた検討をすとしても、正確な実態把握・影響分析をし、真に対処が必要な課題や範囲にしぼり、より慎重な議論を行うべきである。
5	(別添)手引き	－	－	1	また、法規制の対象とならないウェブサイト又はアプリケーションの運営事業者についても、利用者情報の外部送信が行われている場合、利用者において、自身の情報が適切に取り扱われることへの期待は、	利用者の立場に立った場合に、という趣旨であるから、「利用者にとって」としたほうがわかりやすいのではないか。
6	(別添)手引き	－	－	1	自身の情報が適切に取り扱われることへの期待は、 <u>規律対象事業者と同様</u> であることから、本書を参照し、外部送信規律の趣旨に照らした対応が行われることが期待される。	このままでは利用者が抱く期待と事業者が抱く期待が同じという意味になってしまふことから、『 <u>規律対象事業者に対する期待と同様</u> 』としてはどうか。
7	(別添)手引き	－	－	1	広告表示やウェブサイト運営の適正化等を目的として <u>当該利用者情報を外部送信している以下の事業者を対象とする。</u>	この場合「当該」は不要ではないか。 『広告表示やウェブサイト運営の適正化等を目的として利用者情報を外部送信している以下の事業者を対象とする。』
8	(別添)手引き	－	－	2	利用者端末に、情報送信機能(タグやダウンロード済みのアプリケーションに設置されている情報収集モジュール等)を起動させる <u>指令を送信し</u> 、当該利用者端末に記録された各種の利用者情報が、利用者が認知せずに、当該利用者以外の者に送信されている場合がある。	主語と述語にずれが生じており、「送信し、送信されていることがある」という、意味が通じにくい文章になっているため、 『 <u>指令を送信することで</u> 、当該利用者端末に記録された各種の利用者情報が、利用者が認知せずに、当該利用者以外の者に送信されている場合がある。』としてはどうか。
9	(別添)手引き	－	－	2	送信されている情報は、(中略)端末識別子、利用者のウェブサイト等の閲覧履歴を含む広範なもので、それ単体では個人情報には該当しないものの、ウェブブラウザやアプリケーション上での行動追跡が可能となり、各情報をプロファイリングすることで、当該利用者の行動パターンや嗜好性などが把握可能となるプライバシー性の高い情報となる。	「となる、となる」と重なって読みにくく、また、すべての情報がプライバシー性の高い情報ではないのに断定するような表現になっていることから、「 <u>把握可能なプライバシー性の高い情報となりうる。</u> 」とすべき。

10	(別添)手引き	—	—	2	一方で、利用者において確認の機会が無いまま、プライバシー性の高い情報が取り扱われることは、利用者が安心してウェブサイト等の電気通信役務を利用することを妨げ、電気通信に対する信頼性を損ねることに繋がるおそれがある。	場所を示していない主体に「において」を用いることで読み難さにつながっているため、『利用者による確認の機会が無いまま』とすべき。
11	(別添)手引き	—	—	2	このため、電気通信の信頼性を確保し、利用者の利益を保護することで、電気通信の健全な発達を実現するという観点から、令和4年の電気通信事業法改正により、ウェブサイト等を通じて電気通信役務を提供する電気通信事業者が、	「法改正により、(中略)求めるものである」という文章になってしまっており、これから改正する内容のように読めてしまう。実際は過去の改正について記載したものであることから、『法改正では、』とし、文末は「求めている。」とすべき。
12	(別添)手引き	—	—	3	「適切な確認の機会」を付与することを求めるものである。	上述のとおり、過去の改正に関する記述であることから、『「適切な確認の機会」を付与することを求めている。』とすべきである。 他に、「求められている」への置き換えも可能だと思われる。
13	(別添)手引き	—	—	4	①規律対象となる事業者	『(詳細は、後述3を参照)』を①にも追記してはどうか。
14	(別添)手引き	—	—	4	情報送信指令通信が行われるウェブサイト等には、検索サービス、SNSサービス、各種情報のオンライン提供サービスなど、電気通信事業の届出等が不要なサービス(電気通信事業者にならずとも提供できるサービス)を提供する場合も、「第3号事業を営む者」として対象となる。	現在は『ウェブサイト等には、(中略)営む者』として対象となる。』 となってしまうと意味が通らない文章になっているため、 『ウェブサイト等には、(中略)提供できるサービス)も含まれ、それらを提供する場合も、「第3号事業を営む者」として対象となる。』とすべき。
15	(別添)手引き	—	—	4	③義務付けする対応	「義務付けする対応」では主語が国になってしまうため、『義務付けられている対応』もしくは『必ず実施すべき対応(義務)』『必要な対応(義務)』などとすべき。
16	(別添)手引き	—	—	4	利用者へ「適切な確認の機会」を付与することについて、以下のいずれかの対応が求められる。	「付与することについて」ではなく、「付与するため」としてはどうか。
17	(別添)手引き	—	—	4	原則として、情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる情報の内容等を、「あらかじめ利用者へ通知し」、又は「容易に知り得る状態に置くこと(公表)」が最低限求められるが(詳細は、後述4を参照)、	『情報送信指令通信が起動させる情報送信機能により送信されることとなる情報』、つまり外部送信する情報の内容等を』とするなど、わかりやすくしてはどうか。
18	(別添)手引き	—	—	6	規律対象となる電気通信事業者、電気通信役務 (1)対象事業者	2(1)①で既に規律対象事業者について説明しており、ここで改めて規律対象となる事業者を説明するのであれば、2(1)①はこの3(1)を参照させるべきではないか。
20	(別添)手引き	—	—	6	電気通信事業者(登録・届出を要しない第3号事業者を含む)は、後述3(2)で示す電気通信役務をブラウザ又はアプリケーションを通じて提供する場合、利用者の端末に外部送信を指示するプログラム等を送信する場合、遵守義務がある。	この項目はタイトル通り「対象事業者」についての記述であるべきなので、「○○は■■■の場合、遵守義務がある」という現在の文章の組み立てではなく、「■■■を行う○○」という文章にすべき。 例えば、『後述3(2)で示す電気通信役務をブラウザ又はアプリケーションを通じて提供する場合、利用者の端末に外部送信を指示するプログラム等を送信する電気通信事業者(登録・届出を要しない第3号事業者を含む)』としてはどうか。
19	(別添)手引き	—	—	6	当該サーバやシステム等を提供する事業者は、対象事業者において外部送信規律を遵守するために必要な情報提供を行うなど対応を協力して行うことが望ましい。	サーバやシステム等を提供する事業者が情報提供を行う相手が規律の対象事業者であることを明確にするため、『当該サーバやシステム等を提供する事業者は、対象事業者に対して外部送信規律を遵守するために必要な情報提供を行うなど』としてはどうか。
21	(別添)手引き	—	—	6	各類型の判断のポイント、留意事項については、後述3(3)を参照ありたい。	「参照ありたい」という用法はないと思われるため「参照のこと」としてはどうか。
22	(別添)手引き	—	—	7	提供サービスが上述の4類型のいずれに該当するか判断のポイント、留意事項は以下のとおり。	「いずれに該当するか判断ポイント」との記述だと、提供するサービスがどれか1つには該当することが前提になってしまうため、 『提供サービスの各類型への該当有無の判断ポイント』としてはどうか。
23	(別添)手引き	—	—	11	(1)措置する内容	「措置する内容」ではわかりにくいので、『必要な対応(義務)』『法令上義務付けられている内容』など、わかりやすい文言に置き換えてはどうか。
24	(別添)手引き	—	—	11	前述3の電気通信役務を提供する電気通信事業者が、PCやスマートフォン等のブラウザやアプリケーションを通じて利用者に関する情報を、情報送信指令通信により外部送信している場合(Cookieを用いない場合も含まれる。	読みやすさの観点から「通じて、利用者に」と読点を入れてはどうか。

25	(別添)手引き	—	—	17	(4)同意(オプトイン)措置を講ずる場合の留意事項 利用者による同意は、外部送信される情報について利用者が認識し、選択する行為を実行する際に、適切な確認の機会を付与されていることとなるため、本規律の適用除外としているものであるが、「適切な確認の機会を付与している」といえるには、	外部送信規律全体の適用除外と読めてしまうことから、同意取得していれば通知・公表はしなくてもいいという趣旨がわかりやすいように、例えば次のように書くべきではないか。 『事業者が、利用者による同意取得(オプトイン)を実施している場合は、外部送信される情報について利用者に認識させ、選択させることを通じて、適切な確認の機会を付与していることとなるため、同意取得に加えて通知・公表を行うことまで求められるものではない。ただし、適切な確認の機会を付与している』
26	(別添)手引き	—	—	17	①利用者への通知等 ・同意の対象となる情報の内容、送信先等について、利用者が容易かつ適時に確認できることが必要であり、前述4(2)の本規律で求めている通知・公表の方法及び内容により、通知等を行うことが望ましい。	同意取得の話をしているのに「4(2)通知・公表の方法及び内容により」通知等を行うとされていることに違和感がある。 あくまで、同意取得のプロセスの中で、4(2)を踏まえわかりやすく内容を表示することを求めるべきである。 もしくはオプトアウト措置に関する記述にあるような、「前述4(2)の本規律で求めている通知・公表の方法に準じるのが望ましい」と同じ文言にして同意の取得方法に記載し、①は削除すべきである。
27	(別添)手引き	—	—	17	・利用者から同意を取得した後に、外部送信の内容に変更があった場合は、改めて同意取得を得る、あるいは、通知・公表、オプトアウトの措置を講ずる必要がある。	「得る」という意味が重複しているため『同意取得を実施する』あるいは『同意を取得する』としてはどうか。
28	(別添)手引き	—	—	17	(5)オプトアウトの措置を講ずる場合の留意事項(法第27条の12 第4号) 利用者に対して、情報の送信又は利用を停止する措置を講ずることは、外部送信される情報について利用者が認識し、選択する行為を実行する際に、適切な確認の機会を付与されていることとなるため、本規律の適用除外としているものであるが、「適切な確認の機会を付与している」といえるには、	外部送信規律全体の適用除外と読めてしまうことから、オプトアウトの措置を講じていれば通知・公表はしなくてもいいという趣旨がわかりやすいように、例えば次のように書くべきではないか。 『事業者が、利用者に対して、情報の送信又は利用を停止する(オプトアウト)措置を実施している場合は、外部送信される情報について利用者に認識させ、選択させることを通じて、適切な確認の機会を付与していることとなるため、同意取得に加えて通知・公表を行うことまで求められるものではない。ただし、『適切な確認の機会を付与している』といえるには、
29	(別添)手引き	—	—	18	利用者が求めを行う連絡先(事業者名、送信先メールアドレス等。外国の本拠地を置く場合は国内代理人の氏名、連絡先等)が含まれる。	「が含まれる」は不要ではないか。
30	(別添)手引き	—	—	19	前述4(5)で示す、利用者に対して「適切な確認の機会を付与している」と認められる措置を講じた上で、後述の記載例も参考に、適切にオプトアウト措置を講ずることが望ましい。対応方法は2段階あり、各事業者の事情に応じていずれかの対応を取るものとする。	義務ではなく推奨なので、「いずれかの対応を取るものとする。」という書き方は不適切。『いずれかの方法が推奨される。』などとするべき。
31	(別添)手引き	—	—	24	6. 外部送信を行う全てのウェブサイト、アプリケーションが実施すべき事項	法令上義務の対象ではないこと、本文中でも実施すべきという記載にはなっていないこと、義務対象の事業者による通知・公表の代替措置としての同意取得やオプトアウト措置に関する記載ぶりと区別する必要があることから、『全てのウェブサイト、アプリケーションに実施が期待される事項』とすべき。
32	(別添)手引き	—	—	24	利用者情報を外部送信している場合は、利用者保護の観点から、外部送信規律の内容に準じて、通知又は公表を行うとともに、より望ましい措置(オプトアウト又は同意)の提供を行うことが望まれる。	義務対象の事業者による通知・公表の代替措置である同意取得やオプトアウト措置に関する記載ぶりと区別する必要があることから、『提供を行うことが期待される。』とすべき。
33	(別添)手引き	—	—	24	(1)最も望ましい対応	通知・公表が義務となっている場合についての書きぶりも「より望ましい」に留まっていることから、『より期待される対応』や『ベストプラクティスとして対応が期待される事項』とすべき。
34	(別添)手引き	—	—	24	法令事項(前述4の通知又は公表)に加え、より望ましい措置(前述5のオプトアウト措置又は同意の取得)を講ずること。	5. の記載ぶりと平仄を揃えたうえで、義務対象の事業者による対応である5と区別するため、『より望ましい措置(前述5のオプトアウト措置又は同意の取得)を講ずることが期待される。』とすべき。
35	(別添)手引き	—	—	24	(2)最低限実施すべき対応	義務の対象となっている場合と項目名が同じになると読み手に混乱と誤解を生じさせることから、『実施が期待される対応』や『基本的な対応として実施が期待される事項』とすべき。
36	(別添)手引き	—	—	24	情報送信指令通信を行う外部サービスにより収集している以下の利用者情報について周知すること。	5. の記載ぶりと平仄を揃えたうえで、義務対象の事業者による対応である5と区別するため、『以下の利用者情報について周知することが期待される。』とすべき。
37	(別添)手引き	—	—	24	(最低限周知すべき事項) ・外部送信している利用者情報の内容 ・目的 ・送信先	義務の対象となっている場合と項目名が同じになると読み手に混乱と誤解を生じさせることから、『周知が期待される事項』や『基本的な事項として周知が期待されるもの』とすべき。